

資金名	貸付対象者 (融資を受けられる方)	利率	限度額 (運転資金の限度額)	期間(据置期間) 設:設備 運:運転	認定機関	備考
産業活性化支援資金	・新商品、新サービスを提供するための事業を行う方 ・省エネルギー化を図るための設備投資を行う方 ・技術力・生産性の向上を図るための事業を行う方 ・集客力向上・販路拡大を図るための事業を行う方 ・試験研究や新商品の開発を行う方	固定 1.6%	1億5千万円 (5千万円)	設 15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	【金利優遇 ▲0.2%】(詳細は要綱をご参照ください) ・「やまがた子育て・介護応援いきいき企業認定制度」で、「実践(ゴールド)企業」又は「優秀(ダイヤモンド)企業」に該当
地域産業振興特別資金	①・「新連携」又は「経営力向上計画」の認定を受けて事業を行う方 ・中心市街地活性化計画に掲げる事業を行う方 ・BCPの策定及びBCPに基づいた対策を行う方 ・事業用建築物の耐震改修を行う方(☆) ・「事業継続力強化計画」の認定を受けて事業を行う方 等 ②・自動車、自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品、パイオ技術又は再生可能エネルギー発電設備の生産設備を導入する方 ・「経営革新計画」の承認を受けて事業を行う方 ・「地域経済牽引事業計画」の承認を受けて事業を行う方 ・新分野進出を行う方(別会社又は組合を設立する場合を含む) ③・下記の補助金を受けて事業を行う方 「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」「中小企業スーパーータルサポート補助金」 ・「先端設備等導入計画」の認定を受けて生産性の向上を図るための設備を導入する方 (詳細な要件は要綱及び要領をご参照ください)	固定 ①1.4% ②1.2% ③1.0%	2億円 (8千万円) ※左欄(☆)については 3億円 (設備のみ)	設 15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・②の要件に加え、従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下、ただし宿泊業・娯楽業は従業員数20人以下)の小規模企業者
事業承継支援資金	①・事業継続が困難な事業者から事業資産等の譲渡を受け、県内において当該事業を承継する方 ・第二創業を行う方 ・後継者による経営権の集約を目的として、自社の株式を取得する方 ・中小企業経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣の認定を受けた方 ②・事業承継後に、株式や事業資産の取得等を行う中小企業者の代表者個人の方 ・事業承継前に、株式や事業資産の取得等を行おうとする事業を営んでいない個人の方 ③・「事業承継特別保証制度」を利用して経営の承継を行う方	固定 1.0% (③について、既往借入金の借換が含まれる場合は1.6%)	①②2億円 (8千万円) ③2億8千万円 ※既往借入金の返済資金以外は2億円(8千万円)	①② 設 15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年) ③ 10年(1年)	県	・③において、借換ができる既往借入金は、保証人(個人)を提供しているものに限る。また、商工業振興資金以外も借換可能
開業支援資金	①県内で新たに中小企業者として開業する方 ②廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に取り組む方	固定 ①1.2% ②1.9%	①5千万円 ②2千万円	① 設 15年(3年) ※建物の新築は20年 ② 設 10年(3年) ①②運 10年(2年)	開業先の商工会・商工会議所(NPO法人は県)	【金利優遇 ▲0.2%】 ・①の要件に加え、創業塾修了者、やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金を受けた方、女性、若者(30歳以下)、シニア(55歳以上)、県外から移住して創業する方(原則として移住から2年以内) ・所定の要件を満たした場合は、既往の開業支援資金の借換が可能
観光振興資金	①観光施設の整備を行う方 ②旅館・ホテルの改修を行う方	固定 1.4%	①1億5千万円 (5千万円) ②3億円(設備のみ)	設 15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	
産業立地促進資金	①県内の工業団地等に立地しようとする方 ②県内に大規模な立地を行う方、又は県外企業(製造業又は山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地しようとする方若しくは本社機能を移転する方に限る)で県内に新たに立地する方 ③県内工業団地等に立地している方又は②を利用して立地した方であって増設・増築を行う方	変動 0.7%	20億円	設 20年(3年) 運 15年(3年)	県及び立地先の市町村	・立地先市町村の認定が必要 ・県外企業・大企業でも利用可能 ・融資利率は、山形県指定金融機関の短期プライムレートの変動幅に合わせて変動させる
環境保全促進資金	産業廃棄物処理施設を整備する方	固定 1.6%	3億円 (5千万円)	設 15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	
小規模企業資金	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者(宿泊業・娯楽業は従業員数20人まで小規模企業者) ①県特 … 原則として無担保 ②特別小口 … 無担保・無保証人 ③小口零細 … 保証付き融資残高が2千万円以下の方 (原則として無担保)	固定 ①1.9% ②1.8% ③1.8%	①3千万円 ②2千万円 ③2千万円※ ※既存の保証付融資残高を含む	設 7年(2年) 運 7年(2年)	信用保証協会	・①②は商工会議所若しくは商工会又は市町村の意見書が必要 ・③はNPO法人は対象外 ・所定の要件を満たした場合は、既往の小規模企業資金の借換が可能
経営安定資金	①最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、経営に支障をきたしている方 ②取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしている方 ③「指定業種」を営んでおり、最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少し経営に支障をきたしている方 ④局地的な災害により被害を受け、経営に支障をきたしている方 ※NPO法人の場合、「売上高」は「売上高に相当する収益」、「売上総利益」は「売上総利益に相当する利益」とする。	固定 1.6%	①②③8千万円 (運転のみ) ④8千万円 (8千万円)	①②③ 7年(2年) ④ 設 10年(2年) 運 10年(2年)	①②③商工会・商工会議所(NPO法人は県) ④県	・所定の要件を満たした場合は、既往の経営安定資金の借換が可能 ・③の「指定業種」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき経済産業大臣が指定した業種 ・④の「局地的災害」とは、県内で発生した災害で県が指定したもの
地域経済変動対策資金	・「原材料価格の高騰」の影響により、最近3か月の売上高又は売上総利益が前年同期に比べ減少し、かつ売上高に対する売上原価の割合が前年同期に比べ増加し、経営に支障をきたしている方 ・「蔵王山の火口周辺警報の発表」の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定され、経営に支障をきたしている方 ・「消費税率の引上げ」の影響により、最近3か月の売上高又は売上総利益が前年同期に比べ減少し、経営に支障をきたしている方 ・「新型コロナウイルス」の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定され、経営に支障をきたしている方	固定1.6% ※新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して30%以上減少し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して30%以上減少することが想定される中小企業者については、無利子	5千万円 (運転のみ) ※新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して50%以上減少し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して30%以上減少することが想定される中小企業者については、2億円	10年(2年)	県(新型コロナウイルスに係る申込金額3,000万円以下のものについては、なし)	【経済変動事象】 ・原材料価格の高騰(平成27年4月1日～) ・蔵王山の火口周辺警報の発表(平成27年4月24日～) ・消費税率の引上げ(令和元年10月1日～令和2年9月30日) ・新型コロナウイルス(令和2年2月25日～) ・新型コロナウイルスに係る申込金額3,000万円以下のものについては、認定機関による認定は不要とし、取扱金融機関の審査により融資実行可 ・無利子及び限度額の引上げについては、令和2年8月31日までに県に認定申請又は取扱金融機関に借入申込を行ったものに限る。
新型コロナウイルス感染症対応資金	①中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号)に係る市町村長の認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)を受けている方 ②中小企業信用保険法第2条第5項第5号(セーフティネット保証5号)に係る市町村長の認定(売上高等の減少を要因とするものに限る。)を受けている方 ③中小企業信用保険法第2条第6項(危機関連保証)に係る市町村長の認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)を受けている方	固定 1.6% ※①及び③に該当するもの並びに②に該当するものうち、小規模企業者に該当する個人事業主及び売上高等の減少率が15%以上の中小企業者については、3年間は無利子	4千万円	10年(5年)	—	・令和2年5月1日から同年12月31日までに信用保証協会が信用保証の申込みを受け付けた融資であって、令和3年1月31日までに貸付を実行したものに限り対象 ・所定の要件を満たした場合は、商工業振興資金以外も借換可能 ・認定機関による認定は不要とし、取扱金融機関の審査により融資実行可
中小企業再生支援資金	①中小企業再生支援協議会の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ②金融機関の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ③法的整理申立から再生計画認可後3年を経過するまでの方であって、経営再建に取り組む方 ④私的整理手続き中であって、経営再建に取り組む方	固定 2.1%	8千万円 (5千万円)	①②設 15年(2年) 運 10年(2年) ③ 設 10年(2年) 運 7年(2年) ④ 3年	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・②の要件に加え、中小企業支援機関の専門家派遣事業を受けた方
再生可能エネルギー発電事業促進資金	①再生可能エネルギーを活用した大規模な電力供給事業を行う方 ②中小規模の再生可能エネルギー発電設備を導入する方	固定 ①1.3% ②1.6%	①30億円(設備のみ) ②3億円(設備のみ)	①20年(3年) ②20年(2年)	県	・①は県外企業・大企業でも利用可能
TPP協定等対応資金	①TPP協定、自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)等の発効(準備を含む)に伴う増産や受注増加等に対応するための設備投資を行う方 ②TPP協定、FTA、EPA等の発効により、最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比して減少し、経営に支障をきたしている方	固定 1.6%	①1億5千万円 (5千万円) ②5千万円 (運転のみ)	①設 15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年) ②10年(2年)	県	・①はTPP協定等の発効前でも利用可能
経営改善サポート借換資金	信用保証協会の条件変更改善型借換保証を利用して、既往の保証付き融資の借換を行うとともに、新商品・新サービスの提供や技術力・生産性の向上等を図るための事業を行うことにより、経営改善に取り組む方	固定 2.1%	8千万円 (8千万円)	15年(2年)	県	・単なる借換のみは対象とならない。 ・商工業振興資金以外も借換可能
流動資産担保資金	流動資産を担保として、資金調達を行う方	固定 金融機関所定 年3.0%以内	6千万円 (6千万円)	1年	信用保証協会	

山形県商工業振興資金のご案内

● 利用できる方

ご利用いただける方は、原則として、県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者です。
〔中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項で規定する中小企業者です。〕

業種	資本金	従業員
製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※1 資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば、該当します。
※2 個人事業主又はNPO法人（一部対象外）も対象となります。

● 制度資金早見表（詳しくは制度資金一覧表をご覧ください）

様々な資金メニューを設けております。目的、対象に応じたメニューをご利用ください。

目的・対象	利用資金名
<ul style="list-style-type: none"> ・新商品、新サービス提供 ・生産性向上、集客力向上 等 	産業活性化支援資金
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品等の生産設備導入 ・「経営力向上計画」、「経営革新」、「先端設備等導入計画」等の承認を受けて事業を実施 ・要綱に定める県の施策に沿った事業を実施 等 	地域産業振興特別資金
事業継続困難な事業者から事業を承継、第二創業 等	事業承継支援資金
旅館、ホテルや観光施設の整備	観光振興資金
産業廃棄物処理施設の整備	環境保全促進資金
工業団地等への立地、工場増設・増築 等	産業立地促進資金
<ul style="list-style-type: none"> ・県内で新たに開業したい方 ・開業後5年以内の方で当面の事業資金を調達したい方 等 	開業支援資金
「無担保」、「無担保・無保証人」で融資を受けたい方	小規模企業資金
経営の安定を図りたい方 売上高等の減少等により経営に支障をきたしている	経営安定資金
知事が指定する経済変動事象の影響により、経営に支障をきたしている	地域経済変動対策資金
新型コロナウイルスの影響により、経営に支障をきたしている	新型コロナウイルス感染症対応資金
企業の再生を図りたい方	中小企業再生支援資金
再生可能エネルギーを活用した発電設備を導入したい方	再生可能エネルギー発電事業促進資金

【問合せ先】山形県産業労働部中小企業振興課

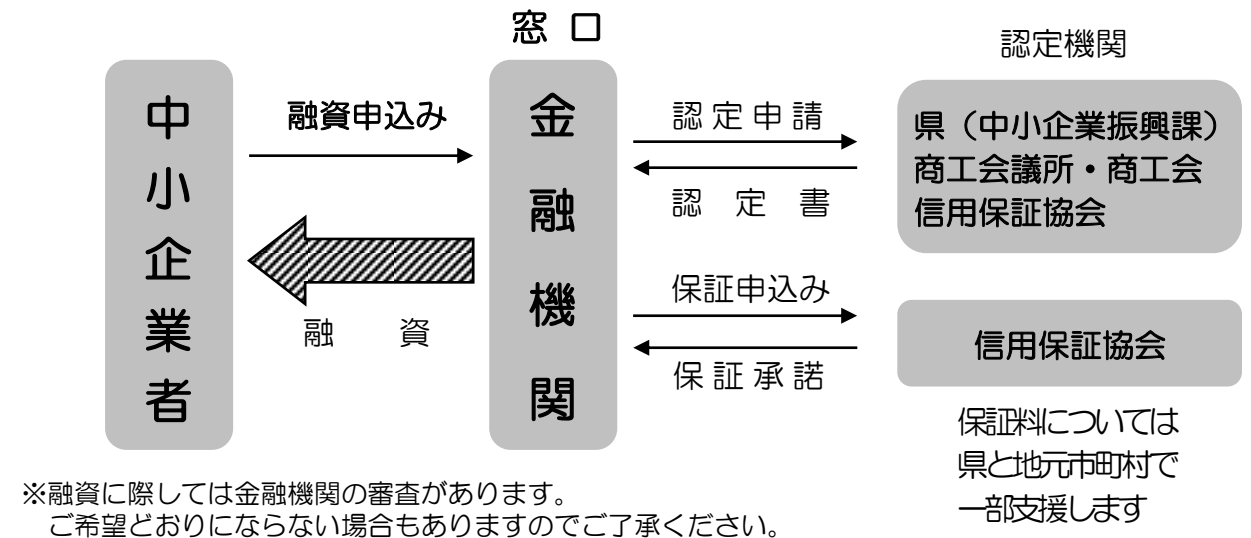
〒990-8570 山形県山形市松波 2-8-1
電話：023-630-2359、3266(金融担当) FAX：023-630-3267

【山形県中小企業総合相談窓口（中小企業トータルサポート）】

中小企業の皆さまが抱える多様な相談に対して、各支援機関と連携して、きめ細かくサポートを行う「山形県中小企業総合相談窓口」（愛称：中小企業トータルサポート）を、県中小企業振興課と（公財）山形県企業振興公社に設置しています。

また、身近な相談窓口として、各総合支庁にも相談窓口を設置しています。
県中小企業振興課 → 電話：023-630-2354 FAX：023-630-3267
山形県企業振興公社 → 電話：023-647-0664 FAX：023-647-0666

まずは金融機関にご相談ください



申込窓口

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、七十七銀行(山形支店)、北都銀行(酒田支店)、東邦銀行(米沢支店)
山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫
山形中央信用組合、北郡信用組合、山形第一信用組合、商工中金(山形支店・酒田支店)

● 山形県商工業振興資金について

県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を融資し、本県商工業の振興と地域経済の活性化に資することを目的としています。
県が金融機関に融資原資の一部を預託（産業立地促進資金は市町村と協調預託）することにより、低利融資を実現しています。

● 信用保証制度について

信用保証協会では、中小企業者が融資を受ける際に信用保証を行っています。
信用保証制度を利用するために必要となる連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となります。
商工業振興資金と一緒に利用する場合には、**県と市町村が、信用保証料を一部支援**します。

● 令和2年4月1日からの主な改正点

- 「地域産業振興特別資金」第1号の対象に、「『事業継続力強化計画』の認定を受けて事業を行う方」を追加
- 「事業承継支援資金」の対象に、第3号として「『事業承継特別保証制度』を利用して経営の承継を行う方」を追加
- 「小規模企業資金」について、所定の要件を満たした場合は、既往の小規模企業資金の借換を可能とする。
- 「流動資産担保資金」の融資限度額の引上げ（3千万円→6千万円）

● 令和2年5月1日からの主な改正点

- 「新型コロナウイルス感染症対応資金」を追加
- 「地域経済変動対策資金」について、「新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上が前年同期に比して50%以上減少し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期に比して30%以上減少することが想定される方」の融資限度額の引上げ（1億円→2億円）

● 令和2年5月25日からの主な改正点

- 「地域経済変動対策資金」について、新型コロナウイルスに係る申込金額3,000万円以下のものについては、認定機関による認定を不要とし、取扱金融機関の審査により融資実行を可能とする。

● 令和2年6月13日からの主な改正点

- 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額の引上げ（3千万円→4千万円）